告示

○厚生労働省告示第二百四十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、とうもろこし及びひまわりの種子に残留する４－アミノピリジンの量の限度、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓及びその他の家きんの肝臓に残留するイソキサフルトールの量の限度、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びその他のかんきつ類果実に残留するクロルベンジレートの量の限度、とうもろこし、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するジノセブの量の限度、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、てんさい、綿実、なたね、その他のオイルシード及びその他のスパイスに残留するチフェンスルフロンの量の限度、大麦及びその他の穀類に残留するトリクロロ酢酸ナトリウム塩の量の限度、レタス、その他の野菜、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分及び乳に残留するフェンメディファムの量の限度並びに米に残留するベンゾフェナップの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十八年六月七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第１のＡの６の(1)の表のアミスルブロムの項を次のように改める。

アミスルブロム	
米	0.05ppm
大豆	0.3ppm
小豆類	0.2ppm
ばれいしょ	0.05ppm
てんさい	1 ppm
だいこん類の根	0.3ppm
だいこん類の葉	25ppm
かぶ類の根	0.5ppm
かぶ類の葉	30ppm
はくさい	10ppm
キャベツ	3 ppm
ケール	20ppm
こまつな	15ppm
きょうな	20ppm
チンゲンサイ	20ppm
カリフラワー	2 ppm
ブロッコリー	2 ppm
その他のあぶらな科野菜	20ppm
レタス	20ppm
たまねぎ	0.05ppm
ねぎ	3 ppm